

2021年度甲南高等学校・中学校 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
家計急変特別支援奨学金について（2学期）

1. 目的

本奨学金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変し、現在、経済的に困窮している家庭を救済し、臨時的に学資を給付することで、学業の継続を支援することを目的としています。

2. 募集時期

9月28日（火）～10月25日（月）

3. 申込資格（次の①、②をいずれも満たすもの。過去に応募された方も可。）

① 家計支持者（主たる家計支持者とその配偶者の両方をいいます。以下、同じです。）の収入額の合計が、以下のいずれかの基準を満たすもの。

a) 2019年所得と2020年所得を比較し、30%減少※しているもの。

b) 2019年所得から算出する平均月収（賞与を減じた上で平均月収を算出）と2021年7月・8月の平均月収を比較し、30%減少※している場合

※減少割合については、上記a)の場合は2020年度(2019年分)課税証明書と2021年度(2020年分)の課税証明書との比較、上記b)の場合は2020年度課税証明書及び2019年中の賞与を示す書類と2021年7月・8月の給与明細書等との比較により、算出することとします。

② 家計支持者の家計急変後の年収(見込)額※が以下の者

(ア) 給与所得者：780万円未満（年間給与収入。手取り額ではなく総支給額。）

(イ) 給与所得者以外：390万円未満（年間所得。所得＝収入[売上]－経費。）

(ウ) 給与所得者と給与所得者以外が混在している場合：6,825,000円未満

※家計支持者は主たる家計支持者とその配偶者の両方（例：父母、父母がいない場合はこれに代わって家計を支えている者）を指します。

※年収(見込)額は、上記①a)の場合は2020年の年収額、上記①b)の場合は2021年7月・8月の月収の合計額×6の金額となります。

4. 申込者の提出書類

①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変特別支援奨学金申請理由書（家計急変専用）

②家計支持者の収入（が減少したこと）を示す証明書等

※上記3. ①a)の場合は2020年度(令和2年度)課税証明書(=2019年分)、2021年度(令和3年度)課税証明書(=2020年分)

上記3. ①b)の場合は2020年度(令和2年度)課税証明書(=2019年分)、2019年（1月～12月）中の賞与額を示す書類、2021年7月・8月分の給与明細書等

課税証明書は家計支持者（主たる家計支持者とその配偶者の両方）分が必要です。

提出する課税証明書の年度にご注意ください。

※上記①～②の他、必要に応じてこちらが指定する書類の提出を求める場合があります。

※1学期に本奨学金に採択された者は課税証明書を新たに提出いただく必要はありません。

ただし「申込資格①b)」で採択された者は2021年7月・8月分の給与明細書等の提出が必要です。

5. 給付額及び給付人数

①給付額：1人あたり20万円

②給付人数：各募集毎50名以内

※申込資格の基準を満たす方の中で、年収見込額、収入減少率及び提出書類をもとに、給付人数の範囲内で給付者を決定いたします。

6. 支給時期（予定）

12月末

7. 書類提出先及びお問い合わせ先

高等学校・中学校事務室：0797-31-0551

以上